

カテーテルアブレーションに関する施設基準、および資格要件

1. はじめに

カテーテルアブレーションは侵襲的治療であり、実施に際しては心臓電気生理学的検査に関する知識や心臓カテーテル技術が求められる。よって、「カテーテルアブレーションの適応と手技に関するガイドライン」¹⁾(以下、ガイドライン)では、治療を適切に行うために必要な施設・設備と術者の要件について明記している。また、(一社)日本不整脈心電学会でもステートメント(以下、ステートメント)として、施設基準と資格要件を提示している(<http://new.jhrs.or.jp/guideline/>を参照)。

2. 施設・設備および術者の要件 —ガイドライン¹⁾より—

【施設・設備】

①心臓血管撮影装置、②診断用電極カテーテル、高周波アブレーションカテーテル、③高周波発生装置、④心内電位記録装置、⑤電気刺激装置、⑥3次元マッピング装置、⑦各種モニタ、⑧電氣的除細動器、⑨救急蘇生に必要な用具

【人員】

①医師(術者、助手、患者管理担当)、②臨床工学技士(記録装置、刺激装置の操作)、③看護師(患者の観察)、④診療放射線技師(X線装置の操作)

なおガイドラインでは、術者である医師が「習得しておく必要がある」技術とともに、必要経験症例数についても明記している。

3. 施設基準と資格要件

—ステートメントより—

(一社)日本不整脈心電学会では、ステートメントとして、経皮的カテーテル心筋冷凍焼灼術、経皮的カテーテル心筋焼灼術(SATAKE・HotBalloonシステム)、内視鏡下心臓レーザアブレーションシステムに関する以下の施設基準と資格要件をそれぞれ提示している。

- ・循環器又は循環器内科を標榜している保険医療機関であること
 - ・日本不整脈心電学会認定不整脈専門医研修施設であり、心房細動に対する経皮的カテーテル心筋焼灼術を年間30症例以上実施していること
 - ・日本不整脈心電学会認定不整脈専門医であって、心房細動に対する経皮的カテーテル心筋焼灼術を30症例以上実施した経験を有し、かつ所定の研修を修了した常勤の医師が1名以上配置されていること
 - ・緊急心臓血管手術が可能な体制を有していること。但し、緊急心臓血管手術が可能な体制を有している保険医療機関との連携(当該連携について、文書による契約が締結されている場合に限る。)が整備されている場合にはこの限りではない
 - ・常勤の臨床工学技士が1名以上配置されていること
 - ・当該治療に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること
 - ・実施施設基準、施術医基準は、本手技の普及に伴い、難易性が変化する可能性が予測されることから、2年ごとに見直しを行うこととする
- なお、経皮的カテーテル心筋冷凍焼灼術については、上述のほかに「カテーテル検査室に亜酸化窒素ガスを排気する設備を有していること」が明記されている。(編集部)

■文献

- 1) 日本循環器学会、日本小児循環器学会、日本心臓病学会ほか：循環器病の診断と治療に関するガイドライン(2010-2011年度合同研究班報告)カテーテルアブレーションの適応と手技に関するガイドライン、http://www.j-circ.or.jp/guideline/pdf/JCS2012_okumura_h.pdf(2017年12月28日現在)